

令和3年度「大人が変われば子どもも変わる」県民運動実施要綱

1 趣 旨

本県の次代を担う子どもたちの心身ともに健やかで人間性豊かな成長は、県民みんなの願いであり、社会全体で見守り育む責務があります。

しかしながら、今日、子どもたち自身の規範意識・社会性の低下や、家庭、地域社会における教育力の低下が懸念されています。また、全国的に青少年が関係する重大事件が発生しており、児童虐待やいじめ問題、インターネット利用に関連するトラブル、新型コロナウイルス感染症に起因する差別や誹謗中傷等も憂慮される状況にあります。

「子どもは社会を映す鏡」と言われるように、青少年の問題は、大人社会の問題を反映しているものであり、子どもたちは身近な人々や地域社会の様々な環境から強く影響を受けて育っています。子どもたちが事件や事故に関わり、犯罪の加害者や被害者となることのないよう、大人が子どもたちの目線に立って、健全な環境をつくるのが大切です。そのためには、家庭教育の充実を推進するとともに、子どもたちを地域社会全体で見守り育むため、地域住民同士の連携による教育力の充実などが必要となっています。

こうした課題に対処するには、県民全員の息の長い取組みと、親として、大人として、地域社会の一員として自ら姿勢を正し、子どもたちの目にどのように映り、その心の成長にどのような影響を与えているかを考え、良き手本となるよう、大人自身が社会のモラルやルールを守り、子どもたちを育てる健全な社会環境づくりを推進することが大切です。

令和3年度においても、県や市町村、関係機関・団体はもとより、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たし、一体となって「大人が変われば子どもも変わる」県民運動をより一層強力に実践していきます。

2 スローガン 「大人が変われば子どもも変わる」

3 主 催 山形県、山形県教育委員会、山形県警察、山形県青少年育成県民会議

4 共 催 (依頼予定)

各市町村、各市町村教育委員会、各青少年育成市町村民会議、各市町村青少年育成推進員連絡協議会、村山地区青少年育成連絡協議会、最上地区青少年育成連絡協議会、置賜地区青少年育成連絡協議会、庄内地方青少年育成連絡協議会、山形県青少年補導連絡協議会、山形県青少年育成アドバイザー協議会、山形県交通安全母の会連合会、(特活)みらい子育てネット山形、山形県児童館等連絡協議会、山形県社会福祉協議会、各市町村社会福祉協議会、山形県民生委員児童委員協議会、(一社)山形県老人クラブ連合会、山形県連合小学校長会、山形県中学校長会、山形県高等学校長会、山形県私立中学高等学校協会、山形県特別支援学校長会、(公社)山形県私立幼稚園・認定こども園協会、山形県保育協議会、山形県社会教育連絡協議会、山形県婦人連盟、山形県子ども会育成連合会、山形県PTA連合会、山形県高等学校PTA連合会、山形県私立中学高等学校PTA連合会 山形県特別支援学校PTA連合会、(公社)山形県防犯協会連合会、山形県少年補導員連絡会、山形県警友会連合会、(一社)山形県安全運転管理者協会、山形県高速道路交通安全協議会、山形県高速道路等防犯連絡会、山形県保護司会連合会、山形県BBS連盟、山形県更生保護女性連盟、ライオンズクラブ国際協会332-E地区、国際ソロプチミスト山形、日本ボーイスカウト山形県連盟、ガールスカウト山形県連盟、山形県金融機関防犯対策協議会、山形経済同友会、山形県商工会議所連合会、山形県商工会連合会、山形県小売酒販組合連合会、山形県たばこ販売協議会、山形県書店商業組合、山形県中小企業団体中央会、山形県工業会、(一社)山形県経営者協会、(公社)日本青年会議所東北地区山形ブロック協議会、山形県スポーツ少年団、(一財)山形県交通安全協会

5 運動の内容と展開

県内各地域で青少年健全育成活動に取り組んでいる次の団体を中心とする率先実践者が、小学校区及び中学校区（以下「学校区」という。）を基本として、下記(1)～(3)の運動を率先実践するとともに地区住民にも参加を呼びかけ、県民一人ひとりに運動の輪を広げていきます。

【率先実践者（団体）】

各青少年育成市町村民会議（以下「市町村民会議」という。）、各地区青少年育成連絡協議会（以下「地区協議会」という。）を構成する者。また、青少年育成推進員、青少年補導委員、民生委員・児童委員、児童館連絡協議会メンバー、母親クラブメンバー、PTA関係者、防犯協会関係者、少年補導員等及びその団体（全県、各総合支庁や旧各地方事務所管内、各市町村を区域とする団体）。

企業、各種団体、町内会、商店街組合等（以下「協力団体等」という。）の運動への参加・実践等を推進します。また、こうした協力団体等が運動の率先実践団体になるよう働きかけていきます。

このほか、学校所在地と住居地が異なる場合には、学校や、学校所在地の市町村での組織立った活動、居住市町村での個人的参加が考えられます。

(1) あいさつ・見守り運動 ～子どもを家庭・地域で育てよう！～

【運動の内容】

- ①オアシス運動（おはよう、ありがとう、しつれいします、すみません）を行う
- ②コミュニケーションを深める（あいさつ・会話をする、地域行事に参加する等）
- ③見守る（表情や態度に気を配る、認める、ほめる、ときに励ます、注意指導する等）

- ・ 家庭や地域で、常に子どもたちの声に耳を傾け、あいさつと会話でコミュニケーションを深め、真正面から向き合います。
- ・ 地域の行事に積極的に参加することにより、地域の人々同士のコミュニケーションを促進し、子どもたちとのコミュニケーションを推進します。
- ・ 子どもたちの表情や態度に気を配り、登下校時の子どもたちの見守り活動に参加します。

【展開】

- ・ 一人ひとりが日常生活の中で実践します。
- ・ 毎月第3日曜日の「家庭の日」には、一家団らんでの楽しい会話を増やし、積極的に家族のふれあいの機会を作るよう、また、地域の行事には、家族そろって参加するよう呼びかけます。
- ・ 概ね学校区を単位として、青少年育成推進員やPTA関係者等率先実践者を中心に、登下校時のあいさつ・見守り運動を通学路や子どもたちが集まりやすい場所（たまり場）等で行います。

(2) モラル・マナーの向上運動 ～ 大人が子どもの手本となろう！～

【運動の内容】

- ① ゴミ・空き缶・吸殻を捨てない、拾う、持ち帰る
- ② 交通ルール・マナーを守る（歩行者に優しい運転、自転車の乗り方、駐輪場の利用の仕方、信号等の指示に従う等）
- ③ 公共の場のマナーを守る（高齢者・障がい者等に席を譲る、スマートフォン・携帯電話利用のマナー、身だしなみ等）

- ・ 親として、大人として、地域社会の一員として、子どもたちに社会の基本的なモラル・マナーを示し、子どもたちの手本となるよう努めます。
- ・ 交通ルールを守り、正しい交通マナーを子どもたちに示します。
- ・ 公共の場のマナーを大人が実践し、子どもたちに教えます。

【展開】

- ・ 一人ひとりが日常生活の中で実践します。
- ・ 概ね学校区を単位として、青少年育成推進員やP T A関係者等率先実践者を中心にグループで実践し、併せて街頭などでチラシの配布等の啓発活動を行います。
- ・ 学校等を中心にマナーアップ運動を展開します。

(3) 子どもを事故や犯罪等から守る運動 ～子どもの安全を地域全体で見守ろう！～

【運動の内容】

- ① 地域の公園・広場・通学路等、事件事故につながる危険箇所や少年のたまり場となりうる場所等を点検し安心・安全な場所に改善する〔緊急避難場所（こども110番連絡所）の設置〕
- ② 子どもたちに悪影響を与える有害図書類等（成人向け図書・DVD等）を買わせない、有害広告等（風俗広告ビラ等）を地域から排除する運動を進める
- ③ 酒類・タバコの未成年者への販売禁止の徹底と飲食店等での飲酒・喫煙の防止を働きかける
- ④ 不健全な交友や犯罪に結びつくおそれのあるインターネット上のサイトや、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)、オンラインゲームの安易な利用を注意し、メディア活用のルール周知を図る
- ⑤ 違法薬物に関する正しい知識と、「NO」と言える勇気を育むための啓発活動を進める
- ⑥ 青少年を深夜（午後11時から午前4時）に外出させない、インターネットカフェやカラオケボックス等に立ち入らせないように働きかける
- ⑦ 万引きを「しない・させない・見逃さない」環境づくりを推進する

- ・ 地域に危険な場所や目の届かないところ等がないか、いつも家庭や地域社会で気を配るとともに、不審者情報や子どもへの声かけ事案を瞬時に受信できる「やまがた110ネットワーク」への登録等により危機管理意識を高め、子どもたちを事故や犯罪等から守ります。

- ・ 図書類取扱い店（書店、コンビニ、レンタルビデオ店等）の巡回による、有害図書類の陳列・販売状況の点検や青少年に好ましくない張り紙（風俗広告ビラ等）の撤去を行います。
- ・ 子どもたちが危険に直面したとき、すみやかに行動できるよう必要な知識を教えます。
〔“イカのおすし”（「知らない人についていかない」「他人の車にのらない」「おお声で叫ぶ」「すぐに逃げる」「何かあったらすぐしらせる」）〕、〔緊急避難場所（子ども110番連絡所）の周知〕
- ・ 薬物乱用防止の正しい知識を啓発し、薬物乱用は「NO」を徹底する運動を推進します。
- ・ 大人もスマートフォン（携帯電話）やパソコン等のインターネット接続機器の使い方とその危険性やフィルタリングの必要性を知り、子どもたちが犯罪に巻き込まれないよう見守るとともに、子どもたち自身が危険を回避できる力を育てます。
- ・ 店舗等での啓発活動や巡回指導を実施し、子どもの万引きの未然防止に努めます。

＊ 青少年：18歳未満の者

【展開】

- ・ 市町村民会議の計画のもと、概ね学校区を単位として、青少年育成推進員等の率先実践者等を中心にグループで、総合支庁や警察等関係機関と連携して実施します。
（図書類取扱い店（書店、コンビニ、レンタルビデオ店等）の巡回による有害図書類の陳列・販売状況の点検や、青少年に好ましくない張り紙（風俗広告ビラ等）の撤去を行う場合、市町村民会議は、予め各総合支庁青少年行政主管課に相談をお願いします。）

6 運動期間等 令和3年4月1日～令和4年3月31日

重点期間～7・8月、11月

7 留意事項

- （1）活動中、新型コロナウイルス感染症防止対策や不慮の事故等にあわないよう細心の注意を払ってください。グループでの活動は、各自の体力のレベル等に配慮するなど決して無理をしないでください。
- （2）地域の子どもや保護者等から有害環境や危険箇所についての相談があった場合は、関係機関に通報してください。
- （3）運動は、大人の方々の地域活動として行われるものです。5の（3）の運動については関係業者や県民の任意の協力のもとに行うもので、法令に基づく立ち入り調査とは違い、特別な権限を与えられたものではありません。

8 運動の推進方法等

7・8月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」、「“明るいやまがた”夏の安全県民運動」、11月の「子供・若者育成支援強調月間」、学校の休業期間における健全育成活動等との連動等によりキャンペーン・運動の盛り上がりが見られるようにします。

市町村全域、総合支庁管内全域で調整を図り、組織的な一斉活動日を設ける等、本運動ができるだけ地域の人々の目にとまり、地域住民の意識啓発につながるようにします。

既に類似の活動に取り組んでいる地域においては、本運動にそれぞれの活動を組み込んで位置付け、より大きな運動の輪となるように取り組みます。

（1）推進体制の確立と基盤強化の促進

市町村民会議及び地区協議会は、市町村青少年行政所管課、各総合支庁青少年行政主管課、児童福祉行政担当セクション、学校・PTA関係セクション、所管警察署と共同して、それぞれ推進を図るための会議（市町村民会議をベースに率先実践者予定団体や

協力団体等を加えたもの)を早期に開催し、概ね次の内容の確認・決定を行うなど地域における本運動の推進体制を整備します。

なお、地区協議会では、地区全体の運動がより効果的になされるよう、市町村民会議等の協力を得ながら、キャンペーンや地区一斉活動、有害環境の点検、全体スケジュール調整等を重点的に行います。

- 1 運動の内容の確認(本要綱5(1)～(3)の運動)
- 2 率先実践者となる方々、その関係団体等の確認(本要綱5)と推進責任者の選任
- 3 率先実践者のうち学校区単位での活動が困難な団体等の活動方法・内容の確認(本要綱5)
- 4 管内全域における、率先実践者の日常活動の確認及びグループ活動の運動内容・日時・場所等の設定、グループの組織化と実施責任者の選任・進め方
- 5 学校区における、率先実践者の日常活動の確認及びグループ活動の運動内容・日時・場所等の設定、グループの組織化と実施責任者の選任・進め方(運動展開に伴い、地域で、内容、方法等の議論を深め、また子どもと話し合いの場を設ける。)
- 6 率先実践者となる関係団体等の構成員に対して、当該団体等と連携した個人による日常活動の取組みとグループ活動への参加要請の徹底
- 7 率先実践者とその関係団体又は協力団体等における独自の取組みの推奨
- 8 率先実践者以外の方々(各世帯)及び企業、各種団体等の協力者への周知・参加要請
- 9 キャンペーン、一斉活動日の設定、他の健全育成活動との連動、日常活動以外の活動の全体スケジュールの策定
- 10 運動の普及状況と効果等の確認・評価・見直しの時期等の設定
- 11 令和2年度までの運動の評価と反省(運動推進体制、運動の手法、実施効果等の点検)

(2) 実施計画の策定

- ・ 市町村民会議は、上記(1)の会議を踏まえ、策定した実施計画(別紙)を令和3年7月9日(金)までに地区協議会に提出し、本運動を推進します。
- ・ 地区協議会は、上記(1)の会議を踏まえ、広域的な活動に関わる具体的な実施計画を集約・策定し、市町村民会議の実施計画書とともに山形県しあわせ子育て応援部女性・若者活躍推進画課へ令和3年7月16日(金)までに別紙の書面にて提出し、本運動を推進します。

(3) 率先実践者への協力依頼

- ・ 市町村民会議は、児童福祉行政担当セクション、学校・PTA関係セクション、所管警察署と連携して、率先実践者及びその団体等に対して、各団体等の全体会議等を活用し、実施計画に基づく運動の具体的な実践活動への協力を依頼します。
- ・ 各市町村における率先実践者・団体は、グループによる運動を計画し、実施する際には、予め市町村民会議事務局に連絡します。

(4) 広報活動の推進

- ・ 市町村民会議、地区協議会は、報道機関あるいは自己の広報媒体・広報車等を積極的に利活用する等本運動の趣旨、内容を県民に広く周知し、運動への参加・実践を呼びかけていきます。

(5) 実施報告

- ・ 市町村民会議は、運動の実施結果(別紙)について、令和4年4月末まで地区協議会に報告します。
- ・ 地区協議会は、運動の実施結果を、市町村民会議の実施報告と併せて、令和4年5月末まで山形県しあわせ子育て応援部女性・若者活躍推進課へ別紙の書面にて報告します。

別紙

令和3年度「大人が変われば子どもも変わる」県民運動実施計画（報告）書

団体名_____

- 1 率先実践者団体名・数（地区協議会における「率先実践者数」は協議会活動への参加者数とする。）
- 2 率先実践者数
- 3 協力団体等の団体名・数
- 4 率先実践者（個人）による日常活動の内容（独自活動を加えて記載）
- 5 全体及びグループによる組織的な活動

活動の名称	実施場所	実施日時	実施者(団体)及び参加者数	実施内容	備考

◆参考資料添付。備考欄には「一斉活動」等を記載。率先実践者団体・協力団体の独自活動を含む。

※今後の運動展開の参考に資するため、意見、感想を記入願います。